一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会·青年部会 OB 会 規 約

(名称)

第1条 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会・青年部会 OB 会(以下「本会」という)と称する

(目的)

第2条 本会は、OB相互による交流・意見交換等を通じて親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、日設連青年部会の一組織とし、事務所は日設連事務局内におく。

(事業)

第4条 第2条の目的を達成するための事業を実施する。

(会員資格)

第5条 日設連青年部会構成員(構成メンバー)OB 又は、それに準ずる者で会員の過半数の承認を得た者。

(入会及び退会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式第1)を本会に提出する。
 - 2 諸事情により退会を希望する会員は、退会届(様式第2)を提出しなければならない。

(役員及び委員会)

- 第7条 本会に、次の役員を置く
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名以下

(役員の選任及び任期)

第8条 役員は、本会総会においてこれを選任する。任期は2年とする。但し、再任することを妨げない。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。

(報告)

第10条 本会の活動は年1回、日設連青年部会に報告する。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、総会の議決を得た後、日設連青年部会の理事会の承認を得て行う。

第12条 本規約に定めのない事項は、日設連青年部会規程を準用する。

但し、「総会及び理事会」を「総会」に、「日設連の理事会」を「日設連青年部の理事会」に読み 替えるものとする。

附 則

この会則は、平成30年7月6日から実施する。